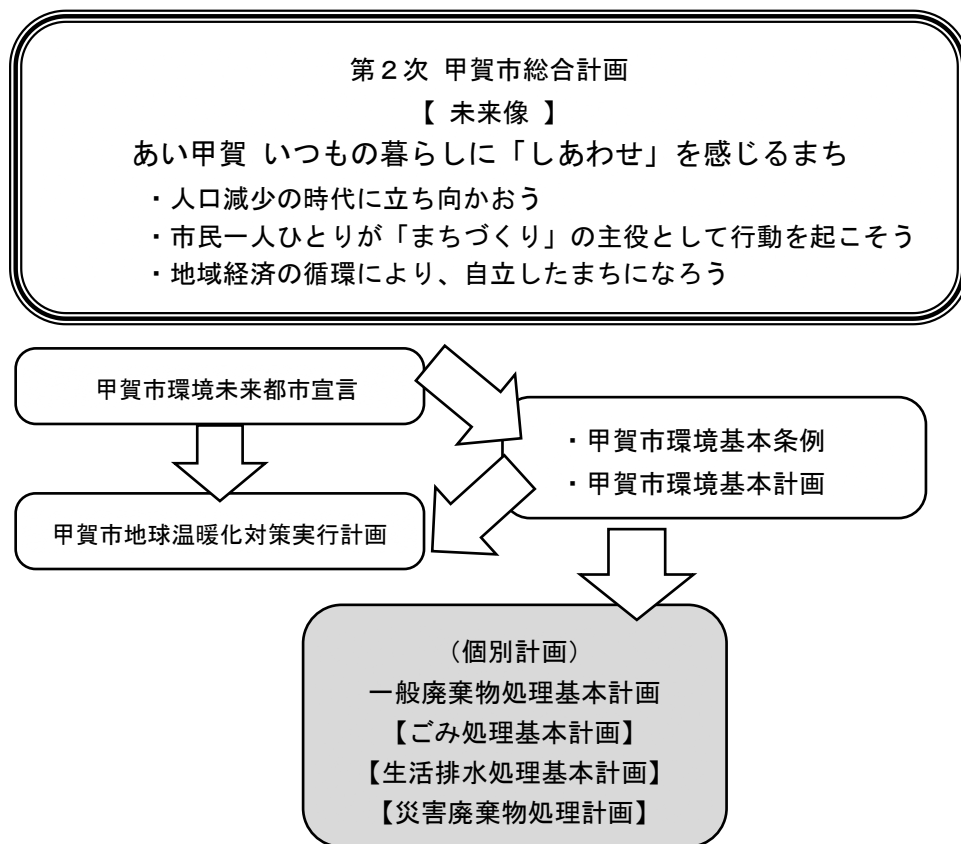




第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し） 概要版

1. 計画の位置づけ



2. 計画の目標年度

令和2年3月に策定した第3次計画では、令和2年度から令和10年度までの9年間の計画期間としていましたが、この度、見直し時期を迎えました。本計画の計画期間は、令和6年度～令和10年度までの5年間とします。

3. ごみ処理基本計画

(1) 課題の整理

- 課題1 リサイクルを推進する
- 課題2 ごみの発生量を抑制する
- 課題3 事業系ごみ対策を強化する
- 課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う
- 課題5 安全で安定した処理を行う
- 課題6 適正処分を継続する
- 課題7 ごみの持ち去り及び違法回収対策を強化する
- 課題8 プラスチックごみ問題の解決を図る
- 課題9 プラスチック類のリサイクル方法を検討する

(2) 基本方針

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ資源化の推進

ごみの資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制や資源の分別回収品目の見直しを行います。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

さらに、ごみ処理広域化に伴い、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的な施設の整備を進めます。

(3) 達成目標の設定

① 減量化目標

《減量化目標》

原単位を令和10年度までに835g/人/日以下とすることを目指します。

具体的には

- 1人1日平均家庭系ごみ量を令和4年度の実績値に対して3%削減を目指します。
- 1日平均事業系ごみ量を令和4年度の実績値に対して5%削減を目指します。

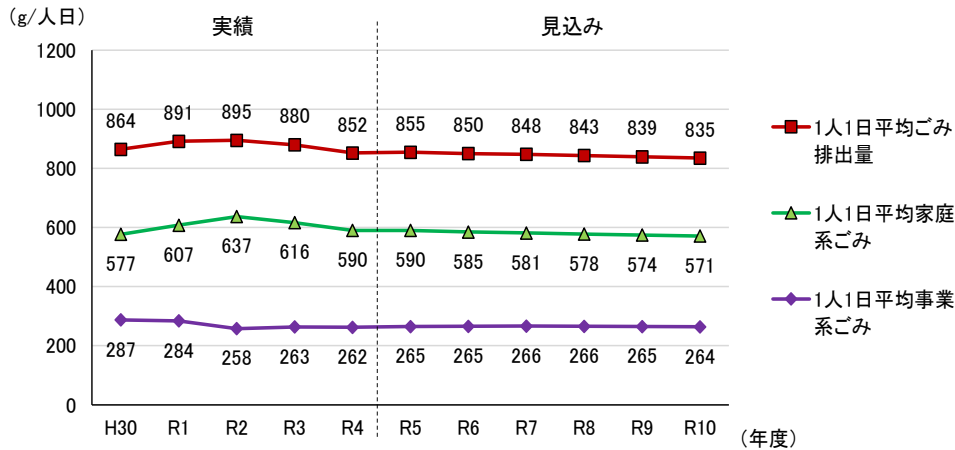


図 1人1日平均ごみ排出量の見込み

② 資源化目標

《資源化目標》

リサイクル率を令和10年度に25%にすることを目指します。

具体的には

- 資源の分別を徹底します。
- 生ごみ堆肥化の参加世帯を増やし、資源化を推進します。
- 紙、プラスチック類、金属等の資源化を推進します。
- 中間処理（破砕・選別処理等）による資源化を促進します。

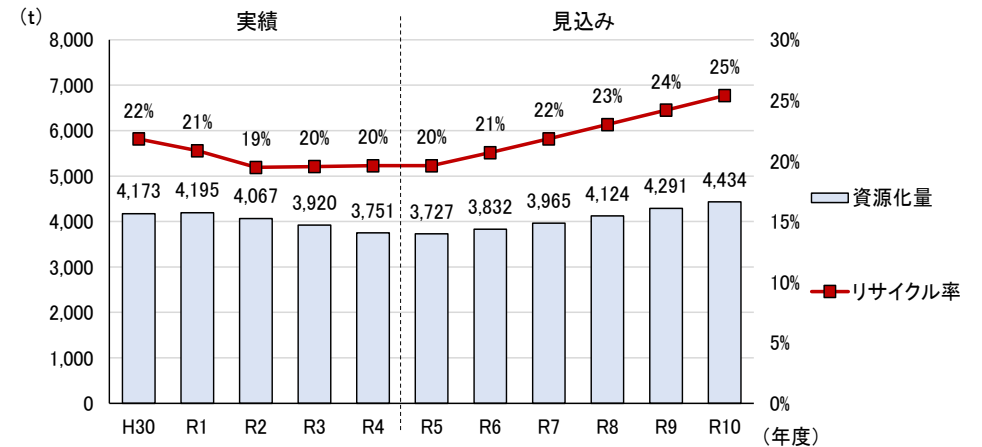


図 資源化量の見込み

(4) ごみ処理基本計画

① 発生抑制・資源化計画

施策の区分		施策の項目	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		取組 2	手数料の見直し
		取組 3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 4	共同住宅管理者などへの指導
		取組 5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制の啓発
		取組 6	グリーン購入の推進
		取組 7	バイオマスの資源化
		取組 8	廃食油の資源化
		取組 9	エコステーションの活用
		取組 10	フードバンクやフードドライブの紹介
		取組 11	紙おむつの資源化
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
		取組 2	生ごみの堆肥化
		取組 3	マイバッグの利用
		取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
		取組 5	食品ロスの削減
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	環境に配慮した製品
		取組 6	店頭回収等の実施
		取組 7	事業者間の協力

行政が行う方策の例

- ・ 副読本の作成、配布
- ・ 生ごみ堆肥化循環システム等の出前講座や施設見学
- ・ バイオマスリサイクルに関する勉強会の開催
- ・ 市民の主体的な資源回収活動
- ・ プラスチックごみ問題の啓発
- ・ ホームページでのごみの分別方法の紹介や環境問題の啓発
- ・ 不用品交換情報の提供
- ・ 事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布
- ・ 事業者への意識調査（環境保全、ISO、リサイクルの取組等）
- ・ レジ袋の有料化
- ・ 手数料の適正化
- ・ 減量化・資源化計画の策定を条例で規定
- ・ 事業者と共同で店頭回収をPR
- ・ 市役所のごみ減量への率先行動
- ・ 生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討
- ・ 刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究
- ・ フード&日用品ドライブの実施

② 収集・運搬計画

施策の区分		施策の項目	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	合理的な分別区分の検討
		取組 2	収集形態の継続・検討
		取組 3	収集回収の検討
		取組 4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
		取組 5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と自己搬入

③ 中間処理計画

施策の区分		施策の項目	
中間処理計画	適正処理の推進	取組	適正処理の推進
	施設の健全な運営	取組 1	ごみ処理の安定化
		取組 2	計画的な補修整備
		取組 3	公害防止対策
		取組 4	環境汚染物質の測定・公開
	環境負荷の軽減	取組 1	適正な稼働体制、稼働日数
		取組 2	残渣の有効利用
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充
		取組 3	越境ごみの受入
		取組 4	廃プラスチックのリサイクル方法の検討

④ 最終処分計画

施策の区分		施策の項目	
最終処分計画	最終処分対策	取組 1	埋立量の削減
		取組 2	最終処分場の確保
	埋立完了処分場の対応	取組	埋立完了最終処分場の跡地利用

⑤ その他の事項

施策の区分		施策の項目	
その他	市民・事業者・行政の連携	取組 1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正処理困難物への対応方法の検討
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組 1	不法投棄対策の推進
	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	取組 1	監視・取締りの強化

4. 生活排水処理基本計画

(1) 課題の整理

課題 1 発生源における課題

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽の早期廃止、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用促進

課題 2 法制度を満足するための課題

滋賀県が策定した湖沼水質保全計画、マザーレイク 21 計画等へ、本市における取組を強化し水質浄化に寄与

課題 3 施設整備の課題

公共下水道事業区域以外の地域において生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進

甲賀広域行政組合衛生センター第 1 施設の施設規模の縮小や運転方法の変更について検討

(2) 基本方針

計画的な公共下水道整備事業の推進

公共下水道整備計画等との連携を図った浄化槽の普及促進

(3) 達成目標の設定

《生活排水処理の目標》

生活排水処理率を令和 10 年度に 96%以上とすることを目指します。

具体的には

- 公共下水道の整備及び接続・利用を推進します。
- 農業集落排水施設の接続・利用を推進します。
- 浄化槽の整備・普及及び適正管理を推進します。

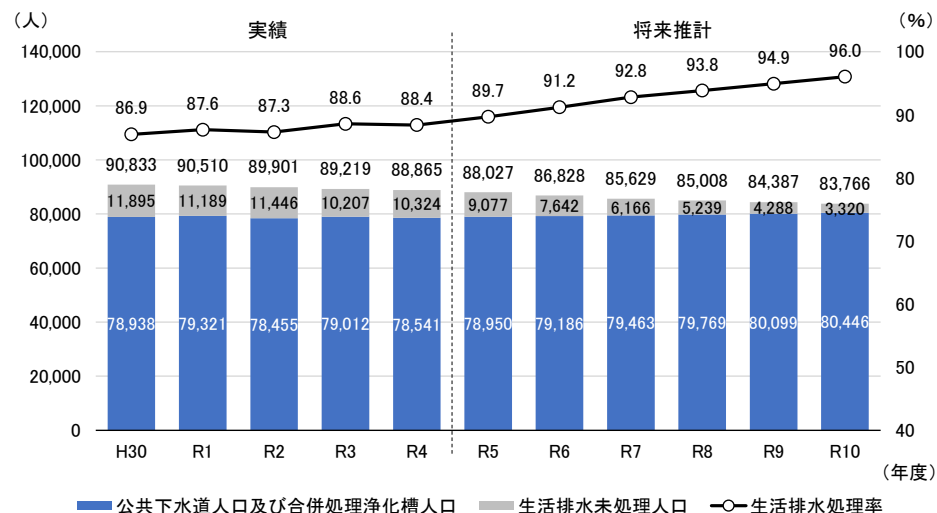


図 生活排水処理率の見込み

(4) 生活排水処理計画

○ 収集・運搬計画

し尿は、甲賀広域行政組合が委託する業者が収集・運搬を行い、浄化槽汚泥は、本市が許可する業者が収集・運搬を行います。許可業者に対し、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

○ 中間処理計画

甲賀広域行政組合衛生センター第 1 施設において、中間処理を行います。また、精密機能検査結果に基づき維持補修を行います。

○ 最終処分計画

し渣及び汚泥は焼却処理し、焼却残渣は最終処分場で埋立処分します。

○ 発生抑制・資源化計画

公共下水道の整備を推進、公共下水道への接続を促進、浄化槽の整備を推進します。環境負荷の低減を図るため、汚泥の一部を堆肥化しており、さらなる資源化について検討をすすめます。

5. 災害廃棄物処理計画

(1) 計画策定の経緯・目的等

東日本大震災を踏まえ、環境省は「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）を策定しました。この指針は、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上記「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）に基づき策定するものであり、甲賀市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理にあたって必要となる内容を示しました。

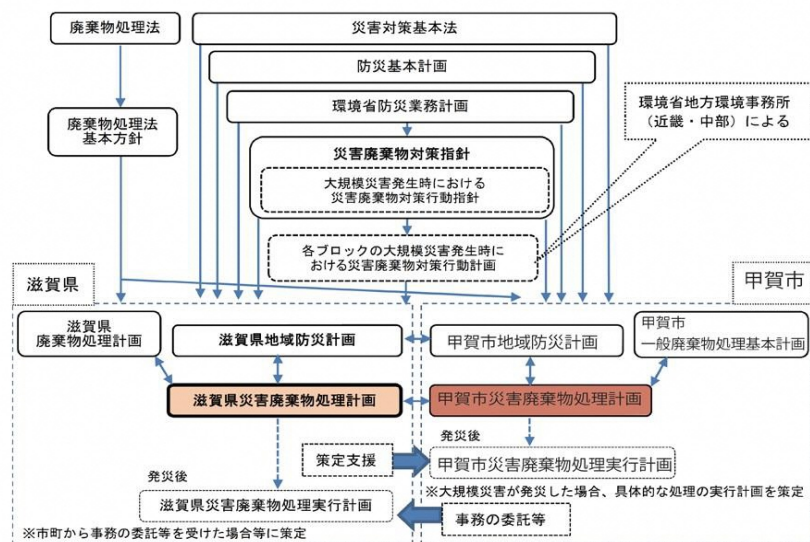


図 本計画の位置づけ

(3) 対象とする災害

① 地震

甲賀市の直下、もしくは距離が近く、地震規模のマグニチュードが大きい活断層の中から、甲賀市における考慮すべき地震を選定しました。

表 対象とする地震

地震	地震の規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	
		30年以内	50年以内	100年以内		
内陸活断層による地震	木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4千~2.5万年 1854年伊賀上野地震
	鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	0.08~0.2%	0.1~0.3%	0.3~0.6%	約1.8~3.6万年 不明
南海トラフ巨大地震	8~9クラス	20%程度 :10年以内	70%程度: 30年以内	90%程度: 50年以内		次回までの標準的な値 88.2年 1946年

② 水害

浸水想定区域図が公表されている野洲川上流、杣川、大戸川の氾濫を対象とします。

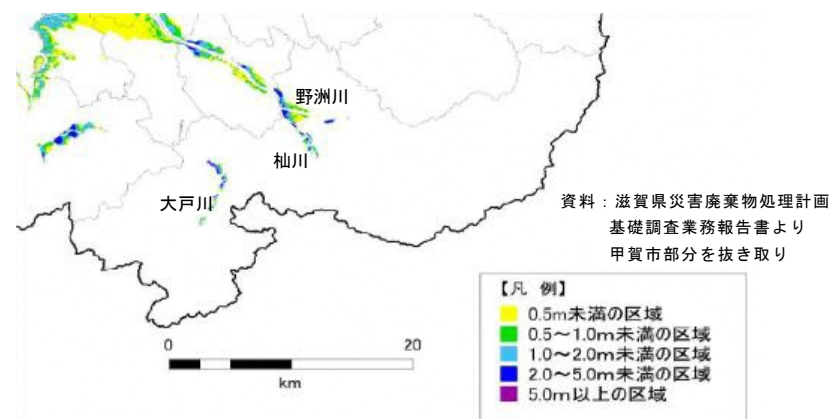


図 浸水想定区域図（甲賀市）

(4) 対象とする災害廃棄物

発生源	種類
地震、水害及びその他 自然災害により発生する 廃棄物	木くず、コンクリートがら、金属くず(鉄筋やアルミ材等)、 可燃物(木くず、紙等混在)、不燃物(ガラス、土砂等混 在)、腐敗性廃棄物(畳、食品等)、廃家電、廃自動車、 廃船舶、有害廃棄物(石綿含有廃棄物、感染性廃棄 物、農薬類等)、その他困難物(消火器、ボンベ類、ピア ノ、マットレス、石膏ボード等)
被災者や避難者の生活 に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

(5) 災害廃棄物発生量 (甲賀市内最大予測量)

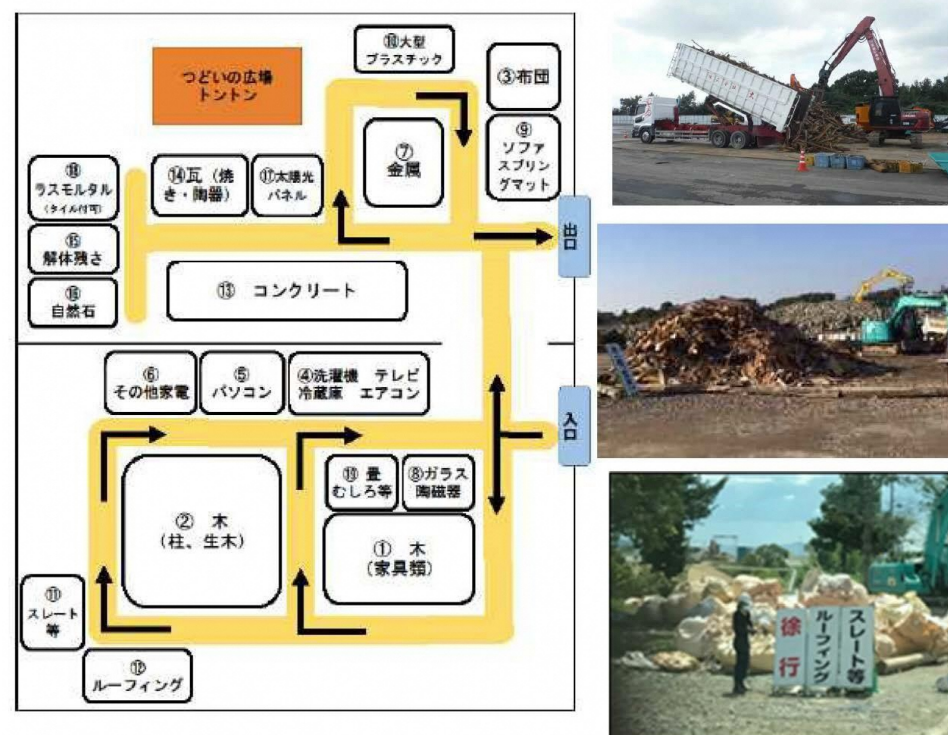
災害	災害廃棄物発生量
地震(木津川断層帯 東側からの断層破壊)	1,376,808t
水害(杣川)	1,430t

(6) し尿収集必要量の推計結果

災害	想定避難者数	避難所ごみ 発生量	し尿発生量 仮設トイレ必要設置数
地震(木津川断層帯 東側からの断層破壊)	16,511 人	8.7t/日	75.6kL/日 508 基

(7) 仮置場

種類	概要
集積所	・被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所 ・手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わ ない。
一次仮置場	・災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	・一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場よ り詳細な分別)や、破碎・選別機等を設置して処理を行う場所



(資料:平成 28 年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画(第1版))
(写真:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル(平成 28 年熊本地震)など)

図 一次仮置場レイアウト例

(8) 仮置場候補地

災害	災害廃棄物発生量	一次仮置場必要面積
地震(木津川断層帯東側からの断層破壊)	1,376,808t(可燃物 247,825t、不燃物、コンから他 1,128,983t)	308,839m ²

(9) 仮置場候補地

- ・ 甲賀市内不燃物処理場 5 箇所 (利用可能想定面積 19,000 m²)
- ・ 不足する場合は遊休地等を候補地として選定
- ・ 有害物質を含む廃棄物の仮置場は土地の排水処理設備の設置必要

(10) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場へと運搬し、一次仮置場において平常時のごみ分別区分にしたがって集積・保管します。

その後、一次仮置場から二次仮置場へと運搬し、さらに詳細な分別や、種類・性状に応じて破碎・選別等の処理を行い、搬出します。再生資材として利用できるものはできる限り再資源化を図り、可燃物及び不燃物は焼却施設や最終処分等で適正に処理処分します。

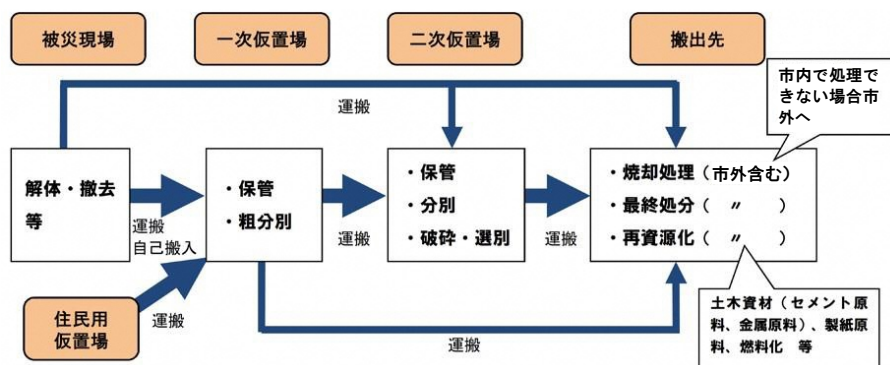


図 災害廃棄物処理の流れ

(11) 片づけごみ回収戦略

片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋などから発生する、災害時に破損したガラス食器類、瓦、ブロック、家具、家電等を指します。

片付けごみ回収戦略の対応フローを示します。本フローは災害時の対応方針を示していますが、発災前の事前に検討を行うことにより発災時に速やかな対応が可能となります。

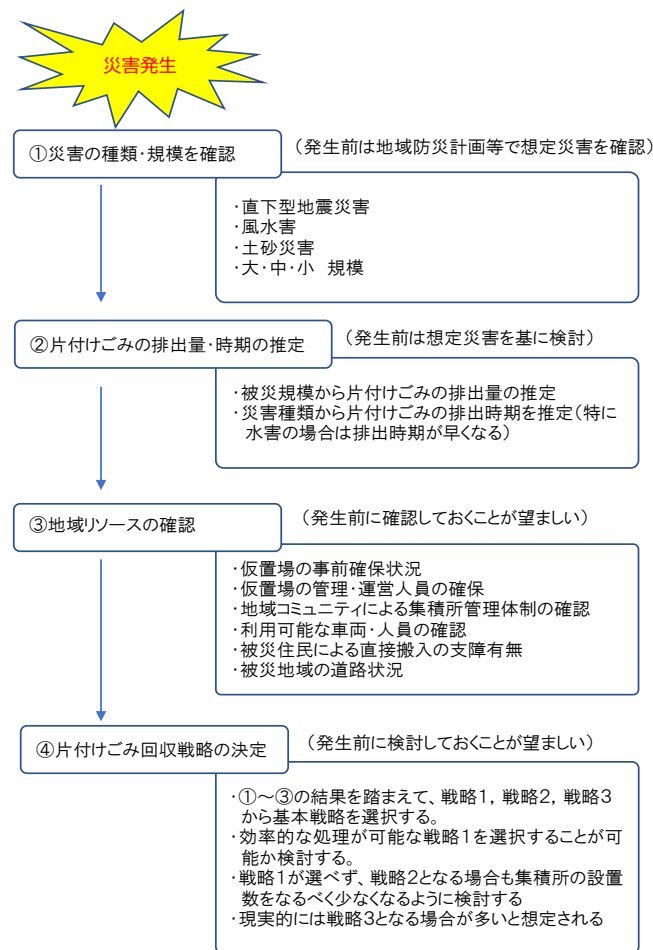


図 片付けごみ回収戦略の対応フロー